

第4回 携帯電話等の使用に係る問題対策懇談会 会議録

- 日時 平成21年1月27日(火) 午後3時～午後4時
- 会場 教育委員室(本庁舎13階)
- 出席者
委員：渡邊弘委員(会長)、亀山弘美委員(副会長)、川島芳昭委員、
関口浩委員、靄蒔邦博委員、山口健美委員、糸井規雄委員、
白鳥信義委員、松永俊彦委員
事務局：教育長、教育監、学校教育課長、教育企画課長、総務担当主幹、
学校健康課長(代理)、生涯学習課長、教育センター所長
学校教育課課長補佐、学校教育課学校いきいきグループ係長 ほか
- 傍聴者 2名(報道関係者のみ)
- 会議経過
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 報告事項
 - (1) 第3回懇談会の会議録について
 - 4 協議事項
 - (1) 「宮っ子 すくすく ノーケータイ プラン(携帯電話等の使用に係る問題対策指針)(案)」について
 - 5 その他

<委員からの主な意見・質問等(要旨)>

3 報告事項

- (1) 第3回懇談会の会議録について

特に意見はなく、会議録(案)どおりで了承

4 協議事項

- (1) 「宮っ子 すくすく ノーケータイ プラン(携帯電話等の使用に係る問題対策指針)(案)」について

渡邊 会長：今までご意見をいただいてまとめてきた、「宮っ子 すくすく ノーケータイ プラン(携帯電話等の使用に係る問題対策指針)(案)」について、どの点からでも結構ですので、委員の皆様1人ひとりからご意見をいただきたい。

亀山 委員：資料2の裏面に、基本的な考え方として「原則として持たせない」とあるが、どのような意味があるのだろうか。

事務局：不審者問題などの安全確保上、または、塾の送り迎えなどで必要な場合も考えられるため、「原則として持たせない」としている。

靄蒔 委員：社会全体で携帯電話の危険性をどのように伝えていくのだろうか。家庭で使用頻度の高い保護者には、地域の会合などで携帯電話の危険性について発信しても、保護者が依存している状況では、子どもに伝わるのだろうか。また、地域の見守りについては、犯罪が起きた場合などは関心が高まるが、普段の生活に戻ると関心が低くなってしまう。地域の安全を守るためには、学校の先生に協力してもらうことが必要である。携帯電話に関するリーフレットは、地域で意識を高めるためにも自治会にも配付していただきたい。

- 事務局：リーフレットは、自治会など、関係団体等に幅広く配布していきたい。
- 糸井委員：携帯電話に関する取組は、学校と保護者だけでは無理で、地域と一緒に連携して教育していかないと効果がない。地域にも事例などを説明していくことにより、携帯電話についての話し合いができると思う。
- 松永委員：便利になればなるほど、人間のコミュニケーション能力が退化していくと考えられる。文字だけのやり取りだけではコミュニケーション能力が育たないため、アナログ的な感覚を失っていくのを、教育や地域の力で補っていく必要がある。現在の携帯電話の問題は、5～10年後にどうなっていくのかわからない。子どもたちの新しい問題に対応するためにも、定期的に話し合ったほうがいい。
- 白鳥委員：学校では、対面でのコミュニケーション能力をさらに育てていく必要がある。将来は、大部分の生徒が携帯電話を持つことを考えると、上手な付き合い方を教えることも必要である。中学校では、総合的な学習の時間を活用したビデオ教材の視聴や専門家の講話などにより、啓発を繰り返し行っていく必要がある。名称については、今後の具体的な取組もあるので、アクションを入れたりするのもいいのかもしれない。
- 渡邊会長：高校進学後や社会で携帯電話を持つことを考えると、付き合い方を教えるのも教育の役割であると思う。また、名称については、事務局で一応ご検討していただければと思う。
- 山口委員：モラル教育は、家庭の問題であると考えているが、学校任せにしている家庭もある。親と子が別々にアンケートを実施し、傾向をつかむといいのかもしれない。携帯電話の講話では、いろいろな事例について話しをしているが、宇都宮市の取組も紹介していきたい。
- 関口委員：指針ができて実践しないと意味がないので、子どもたちに情報モラル教育を徹底していくべきである。地域や関係団体が学校と連携し、魅力ある学校づくり地域協議会を活用して、学校と地域の両方で取り組んでいってもらいたい。携帯電話の問題は、一過性の問題ではなく、関係する団体がともに手を携えていく問題である。
- 川島委員：啓発チラシは作成中なのか。アンケートについて、児童生徒・保護者は小中24校ということか。
- 事務局：啓発チラシは作成中であり、委員の皆様にも後日配付する。児童生徒や保護者へのアンケートは、小中12校ずつの抽出であり、学校の考えや取組についてのアンケートは、93校全ての小中学校に聞いている。
- 川島委員：野々市町は継続して取り組むことで成果が上がった。警察や大学職員と連携したり、e-netキャラバンでの保護者や児童生徒を対象とした講演会を活用するなどして、宇都宮市も5年、10年と取り組み、他の市町の参考となるよう取り組んでほしい。
- 渡邊会長：委員の皆様から一通り意見をいただいたが、他に何かご意見はあるか。
- 亀山委員：学校では、今後、持込み禁止をどのように運用していくのか。
- 事務局：携帯電話は家庭の責任で持たせてほしい。持込みを許可した児童生徒については担任が預かり、放課後、下校時に返却する。
- 靄時委員：学校の運営は校長によってまちまちであるような感じがするが、携帯電話の持込みについてはどうなのか。
- 事務局：携帯電話の学校への持込みについては、原則として禁止であり、許可する場合の条件としては、不審者被害に遭っていたり、安全上必要であると校長が判断した場合である。

- 亀山委員：許可していないのに、持ってきている生徒はどうなるのか。
- 事務局：持ってきていることが分かった場合は、学校が預かることになる。
- 関口委員：学校で個人の持ち物を検査することができにくいため、保護者が持っていかせないことが大切である。
- 川島委員：家庭で、携帯電話を置く場所を決めておけば、学校に持っていったかどうか確認できる。また、自室に持ち込ませないような家庭のルールが必要である。
- 蘆蒨委員：こと細かなルールを家庭に押し付けていくのはきびしい。祖父母が保育園の送り迎えをしている場合も結構あり、孫に言われると祖父母も弱いので、家庭でのルールは押しえつけるものではなく、ゆるやかなルールで子どもが自然と納得できるようなものにする必要がある。
- 渡邊会長：学校、家庭、地域等が、横のネットワークで問題のある家庭を啓発していくことが大切である。ご意見やご要望については事務局で検討し、反映できるものは反映していく。取扱いについては、会長に一任していただければと思う。

5 その他

- 事務局 対策方針（案）については、平成21年2月13日（金）開催の教育委員会に付議する予定